

JD 共済

No.53

発行日 平成29年2月25日

〒939-8072 富山県富山市堀川町278
ジェイ・ディ共済協同組合

TEL.076-421-2221 (大代表)
FAX.076-425-9561
URL <http://www.jd-kyosai.com>
E-mail info@jd-kyosai.com

臨時総代会開催

組合員のために 財務基盤強化へ

ジェイ・ディ共済協同組合臨時総代会が、1月18日(水)に品川プリンスホテル(東京)で開催され、全国各地の総代の皆様が出席し粛々と執り行われました。



今回の臨時総代会は、本組合が今後も『組合員のために健全で堅実な事業運営』を継続していくうえで、非常に重要な内容であることから、本組合の顧問弁護士である「みなつき法律事務所」の弁護士の方と、国内の四大監査法人の一つである「新日本有限責任監査法人」のアクチュアリー(保険計理人)2名の方にもご出席いただいた開催となりました。新日本有限責任監査法人のお二方は、保険業法で定められた保険数理の専門家であり、ビジネスにおける将来のリスクや不確実性の分析や評価を行うプロフェッショナルでいらっしゃいます。

まず、冒頭、丹澤忠義理事長から、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行」や「利用者保護に向けた業界健全化の動き」など、運転代行業界のこれまでの変遷についての話がなされ、その中で、一昨年4月からスタートした「運転代行業の事務・権限の都道府県への移譲」や昨年3月に国土交通省から公表された「新たな利用者保護対策としての料金制度に関するガイドラインの策定」にもふれ、このような状況が整った現在、運転代行を「業」として真剣に営む事業者にとっては、利用者に安全で安心して代行を利用してもらい、そして自社を守るために、事業者自らが適正な料金を定めることができる好機であると述べました。

そして、本題に入り、本組合においては、この3年間、損害率が60%を超えており、これまで、経営努力による一般管理費の抑制のほか、①事故を起こした組合員への注意喚起 ②契約更新辞退や共済商品選択の制限 ③出前による事故防止講習会の開催 ④事故防止DVDの提供 ⑤機関紙やホームページでの事故を未然に防ぐための情報発信など、さまざまな事故防止の対策を講じてきたにもかかわらず、改善が見られず、このままでは健全な組合運営に支障を来してしまうと話し、行政からも『健全な事業運営を行うための適正な共済掛金の見直し』について示唆されたことを明らかにしました。そして、全国4,000を超え



る組合員を今後も守り続けるために、プロであるアクチュアリーとも相談し熟慮した結果、ジェイ・ディ共済発足から20年で初めて掛金を適正な金額に見直すことを決断し、その金額については、アクチュアリーによる今後の事業収支の予測に基づいて行政と何度もすり合わせを行ったうえで、慎重に設定したと話しました。

また、あわせて、組合員から要望の多い『免責金10万円の共済商品』の新設についてもふれ、いずれの議案も、健全な組合員を守り、堅実な事業運営を行っていくために非常に重要な内容なので、念入りに審議してもらいたいと締めくくりました。

続いて、議長に選出された金澤副理事長のもと議案審議が行われました。長嶋専務理事と新日本有限責任監査法人のアクチュアリーから説明された第1号議案「事業運営の現状と見直しの件」と、長嶋専務理事から説明された第2号議案「規程類変更の件」は、いずれも賛成多数で可決承認されました。

最後に、総代の方々が全国の組合員のために今後の事業運営について理解され、賢明な判断をいただいたことに対して、丹澤理事長が感謝の言葉を述べるとともに、今後も真摯に運転代行業に取り組む組合員のために、健全で堅実な事業運営を継続することを明言し、閉会となりました。



【臨時総代会重要決議事項】

以下の2つの議案は臨時総代会において承認を得た後、2月15日に、警察庁と国土交通省から認可をいただきました。今後、周知期間を経て、本年6月1日以降の契約更新時に順次適用いたします。

1. 事業運営の現状と見直しの件

受託自動車共済契約における「共済掛金の改定」、「共済商品の名称変更」および「共済商品の新設」については、以下のとおりです。

(1) 受託自動車共済契約における共済掛金の改定および共済商品の名称変更について

共済商品		現行の共済掛金	改定後の共済掛金
現行の名称	変更後の名称		
Aセット	ミドル	9,000円	10,000円
Bセット	ベーシック	9,400円	10,600円
セルフセット	ライト20	7,000円	7,800円

(2) 受託自動車共済契約における共済商品の新設について

「車両共済の免責金額が10万円」の共済商品として、以下の商品の新設します。

【共済商品の名称】セレクト10 【基本共済掛金】月額9,600円/台

対人賠償	対物賠償	受託運転者傷害	車両
無制限	1億円限度(1事故)	1,000万円限度(1事故)	2,000万円限度(1事故) 《免責金10万円》

※補償内容は、免責金以外は現行のBセットと同じです。

2. 規程類変更の件

受託自動車共済契約における「共済掛金の改定」、「共済商品の名称変更」および「共済商品の新設」にともない、共済規程および共済契約約款において関連する条文と別表を変更します。

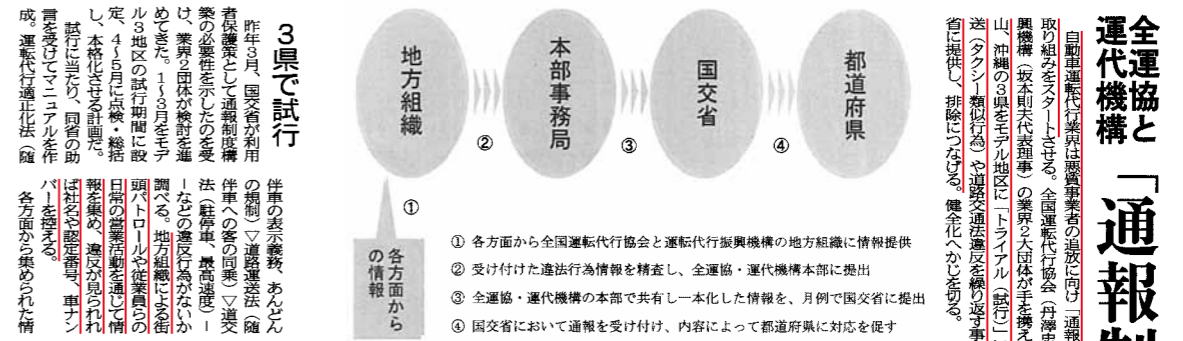
また、受託自動車共済契約約款において、重大事故につながる可能性が高い二輪等の随伴車両の登録を不可とし、登録できる随伴車両を四輪自動車限定とする条文を追加します。

運転代行における法令違反業者の通報体制構築等について

JDつうしんの前号 (No.52) でもお伝えしました、国土交通省から公表された「自動車運転代行業における新たな利用者保護対策」のうち、「業界団体の自主的な街頭パトロール等への支援および国土交通省への法令違反業者等の通報体制構築等の支援」について、関連記事が東京交通新聞に掲載されました。以下に転載しますので、参考になさってください。

運転代行 悪質事業者排除ヘトライ

国土交通省への通報制度 (トライアルの概念図)



茨城
モヤル地内の茨城で、全運協・運代機構の代表者、警察関係者、関係者らによる「悪質事業者排除ヘトライ」が実施された。茨城県警の代表者は「悪質事業者の排除には、業界団体の連携が不可欠」と話した。

和歌山
和歌山県警と全運協・運代機構の代表者らが、悪質事業者の排除に向けた連携を強化する。和歌山県警の代表者は「悪質事業者の排除には、業界団体の連携が不可欠」と話した。

沖縄
沖縄県警と全運協・運代機構の代表者らが、悪質事業者の排除に向けた連携を強化する。沖縄県警の代表者は「悪質事業者の排除には、業界団体の連携が不可欠」と話した。



都道府県と街頭指導がカギ
「悪質事業者の排除には、業界団体の連携が不可欠」と話した。

悪質事業者の排除には、業界団体の連携が不可欠。悪質事業者の排除には、業界団体の連携が不可欠。

ワンポイントアドバイス

昨年3月に国土交通省から公表された9項目からなる「運転代行業における新たな利用者保護対策」の最新情報については、業界団体である公益社団法人全国運転代行協会にお問い合わせください。(TEL.03-3668-2788)



